

和光市児童館及び学童クラブ一体型
放課後対策事業指定管理者選定委員会

審査結果報告書
(北・中央・南エリア)

令和7年7月15日

1 経緯

和光市では、平成18年度から、児童センター（館）及び学童クラブ（放課後児童健全育成事業、以下「学童クラブ」という。）運営に指定管理者制度を導入し、指定管理者による施設の管理・運営を行ってまいりました。

また、令和3年度からは、市内全校で行ってきた「わこうっこクラブ」や「子ども教室」を含む放課後子供教室を一体化し、「和光市児童館及び学童クラブ一体型放課後対策事業」を行ってきました。

この度、児童館及び学童クラブ一体型放課後対策事業指定管理者の指定期間が令和8年3月31日をもって満了することから、令和8年度から5年間における各施設の管理運営を行う指定管理者を公募しました。

なお、和光市こども計画では、教育・保育提供区域として、準中学校区を基本とした「北エリア・中央エリア・南エリア」の3圏域を設定し、圏域ごとに地域の特性や課題に応じた多様なサービスの提供を目的としているため、公募についても、3圏域別に行い、各圏域内にある全ての施設管理・事業運営を対象といたしました。

応募申請は、北・中央・南エリア希望の1者、南エリアのみ希望の4者からあり、和光市児童館及び学童クラブ一体型放課後対策事業指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）により、優先交渉権者選定のための審査を行いました。

なお、公募要項に基づき、5者を超えなかったため、すべての応募事業者に対し、公開プレゼンテーションを実施いたしました。

選定委員会では、提案書、公開プレゼンテーション及び質疑応答の内容から総合的に審査を行い、優先交渉権者を選定しましたので、ここにその結果を報告します。

2 選定委員会委員名簿

職 名	氏 名	備 考
委員長	平川 京子	子どもあんしん部長
委 員	加山 卓司	企画部長
委 員	横山 英子	教育部長
委 員	五十嵐 裕子	浦和大学こども学部 学部長
委 員	木村 美香	和光市立本町小学校 学校長

3 募集及び選定の経過

- (1) 第一回選定委員会 令和7年4月30日(水)
- (2) 公募要項の配布 令和7年5月12日(月)～令和7年6月 4日(水)
- (3) 質問の受付 令和7年5月12日(月)～令和7年5月23日(金)
- (4) 質問への回答 令和7年5月28日(水)
- (5) 参加表明の受付 令和7年6月 4日(水)まで
- (6) 申請書の受付 令和7年6月13日(金)まで
- (7) 第二回選定委員会 令和7年6月25日(水)
- (8) 第三回選定委員会 令和7年7月 9日(水)

4 選定基準及び公開プレゼンテーションの実施

- (1) 応募事業者（公開プレゼンテーション実施順）

事業者名	希望エリア
労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団	南エリア
シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社	南エリア
株式会社プライムツーワン	南エリア
ライクキッズ株式会社	南エリア
社会福祉法人和光市社会福祉協議会	北・中央・南エリア

- (2) 選定基準及び配点の考え方

選定基準は、公募要項で定めた項目のとおりとし、具体的には以下に記載する選定基準のとおりです。

配点合計は、北及び南エリアが190点、中央エリアが150点とし、総合評価点は100点満点で換算しました。

選定における最低点数は、70点とし、最低点数を下回る者は、優先交渉権者及び次点交渉権者に選定しないことといたしました。

<選定基準>

- 1 指定管理者としての適格性（40点）

選定基準	配点
(1) 施設の管理運営に対する理念、基本方針	10点
(2) 安定的な人的基盤や財政基盤	10点
(3) 実績や経験など	5点
(4) こどもの意見反映	5点
(5) サービスの質の確保と向上	10点

2 管理運営計画の有効性（５点）

選定基準	配点
施設の設置目的の達成に向けた取組及び利用者の満足向上	５点

3 指定管理業務に係る費用（北及び南エリア２０点、中央エリア１５点）

選定基準	配点
指定管理業務に係る費用の妥当性	
(1) 北及び南エリア	２０点
(2) 中央エリア	１５点

4 適正性（１０点）

選定基準	配点
(1) 管理運営体制の合理化・適正化	５点
(2) 平等利用、安全対策、危機管理体制、個人情報保護	５点

5 事業の特性に関する事項

(1) 児童館に関する事項（３５点）※中央エリアは対象外

選定基準	配点
ア 事業内容	５点
イ 地域特性の考慮	５点
ウ 相談体制	５点
エ 年齢に応じた事業	１０点
オ 管理体制	５点
カ 独自提案	５点

(2) 学童クラブ一体型放課後対策事業に関する事項（７０点）

選定基準	配点
ア 事業内容	５点
イ 法令遵守	１０点
ウ 地域特性の考慮	５点
エ 相談体制	５点
オ 保護者・学校・地域との連携	１０点
カ 通所の利便性・安全性	５点
キ 開所時間	５点
ク 育成支援に関する計画	５点

ケ 補食内容	5 点
コ 緊急保育・一時保育	5 点
サ 自主事業	10 点
シ 独自提案	

6 総合的な事項（10点）

選定基準	配点
総合的な事項	10 点

配点合計※	
北及び南エリア	190 点
中央エリア	150 点

※ 「4 選定基準及び公開プレゼンテーションの実施」の「(2) 選定基準及び配点の考え方」に記載のとおり、総合評価点は100点満点で換算。

5 選定結果及び選定理由

(1) 北エリア

ア 選定結果

(ア) 優先交渉権者

社会福祉法人和光市社会福祉協議会 78.4 点

(イ) 次点交渉権者

該当なし

イ 選定理由

社会福祉法人和光市社会福祉協議会の1者のみの応募となりました。選定基準のすべてについて高い評価となっており、適切な施設運営に期待できるほか、自然が豊かで住民活動が活発な北エリアの特性を理解している点、児童館等における中高生向け事業について期待できる点などを評価し、優先交渉権者として選定するに至りました。

(2) 中央エリア

ア 選定結果

(ア) 優先交渉権者

社会福祉法人和光市社会福祉協議会 78.1 点

(イ) 次点交渉権者

該当なし

イ 選定理由

社会福祉法人和光市社会福祉協議会の1者のみの応募となりました。選定基準のすべてについて高い評価となっており、適切な施設運営に期待できるほか、地域団体や関係機関との交流を深め、連携、協力を得られる関係性を構築している点、同法人が行っている他事業との親和性が高い点を評価し、優先交渉権者として選定するに至りました。

(3) 南エリア

ア 選定結果

(ア) 優先交渉権者

社会福祉法人和光市社会福祉協議会 78.0 点

(イ) 次点交渉権者

労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団 76.9 点

イ 選定理由

社会福祉法人和光市社会福祉協議会は、こどもの権利や和光市こども計画に基づく提案であったこと、支援員が長期的に雇用されており、学童クラブを卒所した中高生とのつながりから事業展開に期待ができること、常勤職員を多く配置する手厚い人員配置であることを評価し、優先交渉権者として選定するに至りました。

労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団は、和光市こども計画に基づいた提案であり、特に児童館にかかる提案が優れていたこと、また、これまでの指定管理期間の実績に基づく提案であったことを評価し、次点交渉権者といたしました。

以上